



薬生監麻発 1110 第 3 号
平成 27 年 11 月 10 日

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
監視指導・麻薬対策課長
(公印省略)

向精神薬の適正流通及び管理に関する監視指導の強化について

今般東京都内の診療所の医師が、大量の向精神薬を営利の目的で不正に譲り渡す事件が発生し、関東信越厚生局麻薬取締部が同人を麻薬及び向精神薬取締法違反で逮捕しました。本件においては、当該医師が向精神薬を取り扱う卸売業者から大量の向精神薬を購入していたにもかかわらず、医薬品製造販売業者や向精神薬を取り扱う卸売業者等による適切な対応が取られず、結果的に大量の向精神薬が横流しされる事態となりました。

つきましては、下記事項に留意して、各地方厚生局麻薬取締部、貴管内関係団体（医師会、歯科医師会、薬剤師会等）、向精神薬を取り扱う卸売業者等との連携をより一層密にして向精神薬の適正な流通及び管理の徹底を図るとともに、向精神薬の不正流通の疑いを認知した場合には厳正に対処されるようお願いいたします。

記

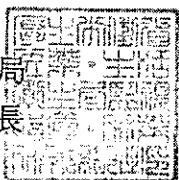
留意事項

1. 向精神薬不正流通防止のために、貴管内医薬品製造販売業者、向精神薬を取り扱う卸売業者等との連携強化を図り、向精神薬の不正取引に係りしているおそれがある場合には速やかに情報提供するよう指導すること。併せて、関係団体の協力を得て、不正取引の防止に取り組むこと。
2. 管轄麻薬取締部と連携して、向精神薬を取り扱う卸売業者への立入検査を計画的に実施し、向精神薬の販売先、その数量等について確認するなどし、向精神薬の流通実態の把握に努めること。
3. ある時期を機に向精神薬の購入量が不自然に増加した病院、診療所、薬局等に対し、監視指導を強化すること。
4. 施設の規模と合致しない量の向精神薬又は標榜診療科目と合致しない向精神薬を購入している病院、診療所等に対し、監視指導を強化すること。

薬生監麻発 1110 第 5 号
平成 27 年 11 月 10 日

公益社団法人 日本医師会 会長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
監視指導・麻薬対策課長



向精神薬の適正流通及び管理に関する監視指導の強化について

標記については、別添のとおり日本製薬団体連合会会長、日本医薬品卸売業連合会会長及び各都道府県衛生主管部（局）長あて通知いたしましたので、内容を御了知の上、貴会会員各位等への周知をお願いいたしますとともに、各地方厚生局麻薬取締部及び各都道府県とも連携して、向精神薬の適切な処方及び不正流通防止に御協力賜りますようお願いします。

薬生監麻発 1110 第 6 号
平成 27 年 11 月 10 日

公益社団法人 日本歯科医師会 会長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
監視指導・麻薬対策課長

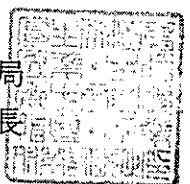
向精神薬の適正流通及び管理に関する監視指導の強化について

標記については、別添のとおり日本製薬団体連合会会長、日本医薬品卸売業連合会会長及び各都道府県衛生主管部（局）長あて通知いたしましたので、内容を御了知の上、貴会会員各位等への周知をお願いいたしますとともに、各地方厚生局麻薬取締部及び各都道府県とも連携して、向精神薬の適切な処方及び不正流通防止に御協力賜りますようお願いします。

薬生監麻発 1110 第 7 号
平成 27 年 11 月 10 日

公益社団法人 日本薬剤師会 会長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
監視指導・麻薬対策課長



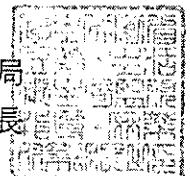
向精神薬の適正流通及び管理に関する監視指導の強化について

標記については、別添のとおり日本製薬団体連合会会長、日本医薬品卸売業連合会会長及び各都道府県衛生主管部（局）長あて通知いたしましたので、内容を御了知の上、貴会会員各位等への周知をお願いいたしますとともに、各地方厚生局麻薬取締部及び各都道府県とも連携して、向精神薬の不正流通防止に御協力賜りますようお願いします。

薬生監麻発 1110 第 2 号
平成 27 年 11 月 10 日

一般社団法人 日本医薬品卸売業連合会 会長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
監視指導・麻薬対策課長



向精神薬の適正流通及び管理に関する監視指導の強化について

今般東京都内の診療所の医師が、大量の向精神薬を営利の目的で不正に譲り渡す事件が発生し、関東信越厚生局麻薬取締部が同人を麻薬及び向精神薬取締法違反で逮捕しました。本件においては、当該医師が向精神薬を取り扱う卸売業者から大量の向精神薬を購入していたにもかかわらず、医薬品製造販売業者や向精神薬を取り扱う卸売業者等による適切な対応が取られず、結果的に大量の向精神薬が横流しされる事態となりました。

このため、今後下記のような事例等、向精神薬の不正取引に關係しているおそれがある場合には、所在地を管轄する麻薬取締部又は都道府県に情報提供し、同種事犯の再発防止にご協力を賜りますよう、貴会会員各位等への周知をお願いします。

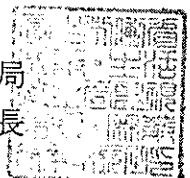
記

1. ある時期を機に向精神薬の購入量が不自然に増加した病院、診療所、薬局等
2. 施設の規模と合致しない量の向精神薬又は標榜診療科目と合致しない向精神薬を大量に購入している病院、診療所等
3. その他向精神薬の購入量の多少にかかわらず、特段の理由なく通常とは異なる不審な依頼（例えば診療時間外の配達や、配達場所の変更等）を頻繁に求める病院、診療所、薬局等

薬生監麻発 1110 第 1 号
平成 27 年 11 月 10 日

日本製薬団体連合会 会長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
監視指導・麻薬対策課長



向精神薬の適正流通及び管理に関する監視指導の強化について

今般東京都内の診療所の医師が、大量の向精神薬を営利の目的で不正に譲り渡す事件が発生し、関東信越厚生局麻薬取締部が同人を麻薬及び向精神薬取締法違反で逮捕しました。本件においては、当該医師が向精神薬を取り扱う卸売業者から大量の向精神薬を購入していたにもかかわらず、医薬品製造販売業者や向精神薬を取り扱う卸売業者等による適切な対応が取られず、結果的に大量の向精神薬が横流しされる事態となりました。

このため、今後下記のような事例等、向精神薬の不正取引に關係しているおそれがある場合には、所在地を管轄する麻薬取締部又は都道府県に情報提供し、同種事犯の再発防止にご協力を賜りますよう、貴会会員各位等への周知をお願いします。

記

1. ある時期を機に向精神薬の購入量が不自然に増加した病院、診療所、薬局等
2. 施設の規模と合致しない量の向精神薬又は標榜診療科目と合致しない向精神薬を大量に購入している病院、診療所等
3. 特段の理由なく複数の卸売業者から同一の向精神薬を購入している病院、診療所、薬局等